

平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について

平成27年6月10日 司法試験委員会決定

第1 試験日程

試験日程については、当面、現行の日程（中日1日を挟んだ4日間とし、短答式試験を最終日とする。）を維持する。論文式試験の各科目の順序等に関しては、短答式試験の科目が限定された改正法に基づく司法試験の実施状況も踏まえ、司法試験委員会において今後も検討していくこととする。

第2 論文式試験の在り方

1 試験時間・配点

試験時間及び配点については、変更を加えない。

2 出題の在り方

比較的長文の具体的な事例を出題し、法的な分析、構成及び論述の能力を試すという基本的な方向性を維持することを前提としつつ、過度に事務処理能力を求めるのではなく、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう、司法試験考查委員により一層の工夫を求めることとする。

3 最低ラインの在り方

最低ラインについては、引き続き、各科目の満点の25%点とする。なお、最低ラインについては、法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を各科目について有しているかどうかを判定すると同時に、特定の科目に偏った学修に警鐘を鳴らすという効果も期待するという観点から設けることとされたことを改めて確認する。

第3 出題の在り方等についての検証体制

1 検証体制の位置付け

司法試験考查委員は、これまで毎年の出題等に関する検証を行ってきたものであるが、今後、出題等に関するより一層の工夫が求められることを踏まえ、その工夫の趣旨や効果等を検証するとともに、各科目・分野を横断して認識を共有し、その後の出題等にいかすため、年ごとに、各科目・分野の考查委員の中から検証担当考查委員を選任し、その年の司法試験実施後において、共同してその年の試験についての検証を行うこととする。

2 検証体制の構成

検証担当考查委員については、研究者と実務家の考查委員の双方を含めるとともに、実務家については、法曹三者を全て含めることとする。

3 検証の対象

検証担当考查委員による検証については、その年の短答式試験及び論文式試験の出題のみならず、成績評価や出題趣旨・採点実感等も対象とする。

4 検証結果の取扱い

検証担当考查委員による検証の結果については、適切な方法で司法試験委員会に報告するとともに、その後の出題等にいかすこととする。

第4 その他

司法試験論文式試験につき、受験者の学修の一助とするとの観点から、公法系、民事系及び刑事系科目につき、既に通知されている科目別得点に加え、各問別の順位ランクも通知することとする。